

○資本関係又は人的関係のある者同士の入札参加を制限する運用基準

令和4年7月25日都市建設部長決裁

競争入札参加者の間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札（随意契約を含む。）への参加について、公正な入札執行を図る観点から、一定の制限を加える必要があるため、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 実施事項

うるま市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント等業務委託、市庁舎等警備業務および清掃業務等並びに物品の買入れ及び製造の競争入札において、入札公告日又は指名通知日から入札提出期間末日までの間に、次に掲げる基準のいずれかに該当する場合、資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

2. 基準

（1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

（2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、一方の会社が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業

務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

基準に該当する者は同一入札に参加することができない旨を入札公告又は指名通知書に記載し、入札参加条件として明示する。

4. 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する複数の者のした入札は無効とする。ただし、入札公告日又は指名通知日から入札執行の完了に至るまでに、基準に該当する者のうち一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、残る一者のした入札は無効とはならないものとする。

5. 基準に該当することの確認等

(1) 資本関係又は人的関係の有無を確認するため、入札参加資格審査時に「資本関係・人的関係に関する調書」の提出を求める。

(2) 上記（1）の申請をしていない者については、公告する入札案件の参加資格審査時に「資本関係・人的関係に関する調書」の提出を求める。

6. 共同企業体の取扱い

代表者に限らず共同企業体の構成員で基準に該当する者は、同一の入札に参加することができない。

7. 随意契約における適用

随意契約による場合は、競争入札の例により取り扱うものとする。

8. その他

基準に該当する場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、うるま市契約規則第 31 条第 8 号及びうるま市競争入札心得規程第 7 条第 10 号に規定する無効の入札には抵触しないものとする。

附則

この基準は、令和 4 年 7 月 26 日から施行する。